

リスク管理体制

定性的事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本については、毎日新聞社グループホールディングス及び毎日新聞社、スポーツニッポン新聞社の関連事業法人の役員の皆様による出資金の他、当組合の毎期の利益を内部留保で積み立てているものがあります。優先出資金等、その他の資本調達は行っておりません。

※当組合の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	毎日信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	54百万円

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、毎期の利益を内部留保することで自己資本を充実させ、自己資本比率については国内基準の4%を大幅に上回っていることから、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。今後も毎期の利益を着実に内部留保し、更なる充実に努めていきたいと考えています。なお、2014年3月期より新たな基準(バーゼルⅢ)に基づき自己資本比率を算出しています。

●信用リスクに関する事項

○リスクの説明

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクをいいます。

○管理体制

信用リスクを当組合が管理する最重要のリスクであるとの認識の上、貸出資産の健全化・良質化を維持するため、与信業務の普遍的で基本的な理念・方針・規範等を明示した「融資基本規程」を制定し、厳正な審査基準に基づく審査体制の強化に努めています。

当組合は毎日新聞社グループホールディングス及び毎日新聞社、スポーツニッポン新聞社の関連事業法人の役員を対象とした職域信用組合であるため、個人の小口多数取引となっており、貸出金の返済も原則として給与天引のため不良債権比率は極めて低い現状です。今後も各ローン種類毎に設けている取扱要領を遵守するとともに、その遵守状況を自店検査や臨店検査時に検証する体制をとっています。

○評価、計測

常務理事、常勤理事、本支店・出張所長、役員者、融資担当者の各部署において、厳正な資産の自己査定を実施すると共に、適正な償却・引当を行い健全性を確保しています。

○貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「資産の償却・引当基準」に基づき、自己査定での債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとに過去の貸倒実績率に基づく引当額と税法基準での法定繰入率による引当額を算出し、多い方の額を引当額として計上しています。また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先について個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として繰入若しくは直接償却を行っています。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

R&I、JCR、Moody's、S&Pの4機関を採用しています。

○エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類毎に適格格付機関は定めていません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証等が該当します。当組合が扱う担保には自組合預金積金、不動産等、保証には人的保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要領」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証民間保証等が該当します。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスクの説明

オペレーショナル・リスクとは、主に事務リスクとシステムリスクに大別されます。具体的には、事務手続き上の事故や犯罪等の不正行為、コンピュータ等のシステム・ダウンなどの不具合、自然災害などにより当組合が損失を被るリスクをいいます。

○管理体制

事務リスクについては、自店検査や臨店検査時に検証する体制をとっています。また、お客様からの苦情や要望事項について、「苦情処理受付簿」を作成し、主任検査員に報告する体制をとっています。システムリスクの検証については、主任検査員が定期的に行う体制をとっています。

○評価、計測

過去3年間の粗利益に15%を乗じた額の平均の値をオペレーショナル・リスク相当額とし、それを8%で除した額を自己資本比率計算上の分母に算入する基礎的手法を採用しています。

- 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項
 - リスクの説明
 - 出資金や株式の発行体の経営状況によって、当組合の保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。
 - 管理体制
 - 当組合で定めている「稟議規程」や「資金運用内規」に則った適切な運営・管理を行っています。
 - 評価、計測
 - 会計処理については、日本公認会計士協会が示している「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適切な時価評価及び会計処理を行っています。

- 金利リスクに関する事項
 - リスクの説明
 - 金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすリスクをいいます。
 - 管理体制
 - 一定の金利ショックを想定し、銀行勘定の金利リスクを四半期毎に計測し、経営陣に報告する体制をとっています。
 - 金利リスク削減手法
 - 保有債券の売却・入替
 - 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
 - ・計測手法
 - △EVE及び△NIIの算出
 - ・コア預金
 - 対象：普通預金
 - 算定方法：下記のうち、最少の額を上限としています。
 - ①過去5年の最低残高
 - ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
 - ③現残高の50%相当額
 - 満期：5年以内(平均2.5年)

定量的事項

- 自己資本の構成に関する事項
 - P11の「自己資本の充実状況」をご参照ください。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2021年度		2022年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	8,021	320	7,658	306
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	8,021	320	7,658	306
(i) ソブリン向け	10	0	10	0
(ii) 金融機関向け	990	39	898	35
(iii) 法人等向け	3,135	125	2,900	116
(iv) 中小企業等・個人向け	309	12	290	11
(v) 抵当権付住宅ローン	672	26	635	25
(vi) 3か月以上延滞等	8	0	8	0
(vii) 取立未済手形	0	0	0	0
(viii) 出資等	1,053	42	1,056	42
(うち出資等のエクスポージャー)	1,053	42	1,056	42
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	758	30	751	30
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	150	6	150	6
(xi) その他	932	37	955	38
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナルリスク	458	18	480	19
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	8,480	339	8,139	325

(注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセットの額 × 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、上記(i)～(x)に含まれない、貸出金、未収利息、固定資産、仮払金等です。

6. オペレーショナル・リスクについては、当組合は基礎的手法を採用しています。

<p><オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法></p> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

●信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞エクスポージャー	
		貸出金		債券		デリバティブ取引					
		2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
国	内	13,481	12,537	3,213	3,135	4,300	3,887	—	—	22	23
国	外	1,577	1,537	—	—	1,577	1,537	—	—	—	—
地域別合計		15,059	14,074	3,213	3,135	5,878	5,425	—	—	22	23
製造業		1,191	1,146	—	—	1,191	1,146	—	—	—	—
農業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		100	—	—	—	100	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		300	494	—	—	300	494	—	—	—	—
情報通信業		1,201	1,075	—	—	596	470	—	—	—	—
運輸業		395	397	—	—	395	397	—	—	—	—
卸売業、小売業		1,083	870	—	—	796	583	—	—	—	—
金融・保険業		6,356	5,895	—	—	1,499	1,483	—	—	—	—
不動産業		400	400	—	—	400	400	—	—	—	—
各種サービス		197	149	—	—	197	149	—	—	—	—
国・地方公共団体等		400	300	—	—	400	300	—	—	—	—
個人		3,213	3,135	3,213	3,135	—	—	—	—	22	23
その他		217	208	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計		15,059	14,074	3,213	3,135	5,878	5,425	—	—	22	23
1年以下		3,163	3,228	648	613	501	600	—	—	—	—
1年超3年以下		919	813	17	13	901	800	—	—	—	—
3年超5年以下		846	1,028	43	41	803	987	—	—	—	—
5年超7年以下		1,351	921	62	56	1,288	864	—	—	—	—
7年超10年以下		693	580	98	97	594	483	—	—	—	—
10年超		4,025	3,894	2,335	2,303	1,689	1,590	—	—	—	—
期間の定めのないもの		4,059	3,607	6	8	100	99	—	—	—	—
残存期間別合計		15,059	14,074	3,213	3,135	5,878	5,425	—	—	—	—

(注) 1.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーの事です。

2.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、固定資産等が含まれます。

3.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4.貸出金の未収利息については、残存期間別の各期間には振り分けせず、全額を「期間の定めのないもの」の合計欄に計上しています。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P15の「貸倒引当金の内訳および貸出金償却額」をご参照ください。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2021年度		2022年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	—	489	—	377
10	—	100	—	100
20	300	4,951	400	4,493
35	—	1,922	—	1,971
50	2,494	1	2,129	1
75	—	413	—	409
100	1,677	2,288	1,605	2,335
150	100	—	100	—
250	—	310	—	317
1250	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	4,572	10,477	4,235	10,005

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	4	6	—	—	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥ 3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦ 取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち出資等のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪ その他	4	6	—	—	—	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.「その他」とは①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には、貸出金、未収利息、固定資産、仮払金等です。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

●信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		出資等エクスポージャー							
		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評 価 差 額		
						うち益	うち損		
上 場 株 式	2021年度	3,166	—	—	1,165	3,166	2,000	2,002	1
	2022年度	3,637	—	—	1,165	3,637	2,471	2,471	—
非 上 場 株 式 等	2021年度	235	—	—	85	85	—	—	—
	2022年度	235	—	—	85	85	—	—	—
合 計	2021年度	3,401	—	—	1,251	3,251	2,000	2,002	1
	2022年度	3,872	—	—	1,251	3,722	2,471	2,471	—

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2.その他有価証券の評価差額は貸借対照表では認識されますが損益計算書では認識されません。

○子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当事項はありません。

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項はありません。

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方バラレルシフト	197	307	8	3
2	下方バラレルシフト	0	0	1	1
3	スティープ化	187	259		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	197	307	8	3
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,449		1,426	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

算出にあたり、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮していません。

△EVEとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

△NIIとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する金利リスクの算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。